



# ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

**Q** コロナ禍で在宅勤務(テレワーク)が普及し、地方でも働く事ができるようになりました。在宅勤務について注意すべき点があればお知らせください。

**A** 都会を離れ故郷や自然豊かな場所で働くことができるのは幸せですね。ネット環境が整っていれば会社に出勤する必要がない仕事もあります。在宅勤務をする際に「在宅勤務手当」が支給される場合がありますが、労働者が負担する費用についてどのような扱いをすることが適切か、労働基準局長の通達が今年4月に出ましたのでご紹介致します。

## 【実質弁済の支給であるとされるか】

在宅勤務において労働者が負担する費用(通信費、電気料金、レンタルオフィス利用代金等)に対して「在宅勤務手当」を支給する企業が増えています。在宅勤務の為に必要な実費弁償として支給される場合は、通勤手当等と同様に非課税となり、時間外労働の割増賃金の算定基礎にも含まれません。しかし、在宅勤務に要する費用は業務に使用した金額を明確に示すことが困難な場合が多いため、今回の通達で示されました。

【合理的・客観的な計算方法を就業規則等に規定】支給される在宅勤務手当が実際に実費弁償であるか明らかにする必要があります。就業規則等で実費弁償分の計算方法が明示される必要があり、その計算方法が合理的・客観的な計算方法であることが求められます。

## 【国税庁の計算方法を活用】

在宅勤務の実態(勤務時間等)を踏まえた合理的・客観的な計算方法に関しては、国税庁が例示している計算方法を活用します。

以下、国税庁が例示した計算方法です。

### ◎通信料に係る業務使用部分の計算方法

業務のために使用した基本使用料や通信料等＝従業員が負担した1カ月の基本使用料や通信料等×(その従業員の1カ月の在宅勤務日数/該当月の日数)×2分の1※

### ◎電気料金に係る業務使用部分の計算方法

業務のために使用した基本料金や電気使用料＝従業員が負担した1カ月の基本料金や電気使用料×(業務のために使用した部屋の床面積/自宅の床面積)×(その従業員の1カ月の在宅勤務日数/該当月の日数)×2分の1※

※1日のうち睡眠時間(8時間)を除いた時間に占める労働時間(8時間)の割合＝2分の1

通達では、国税庁の計算方法を活用することで業務使用部分の実費を明確にし、その範囲内で在宅勤務手当を支給すれば割増賃金の算定基礎に含めないとしました。また、割増賃金の算定に関しては、手当の支給月から直近の過去3カ月程度の各料金の金額や複数月の在宅勤務日数等を用いて、1カ月当たりの各料金額を計算するという方法であれば、最大一年間は金額を改定せず継続して支給することもできるとしました。

また、在宅勤務手当を、実費の一部を補足する為に支給する場合は、実費額を上回らない限り実費弁償にあたります。実費の額を上回らないよう1日当たりの単価を予め合理的・客観的に定めた上で、単価に在宅勤務の日数を乗じた額を在宅勤務手当として支給することも、実費弁償に該当するとして差し支えないとしました。

この計算方法は今年4月5日に発せられた通達ですから、コロナ禍に盛んに行われた在宅勤務においては適用することができませんでしたが、「育児と介護」をしながら働く「両立支援を強化」という社会の動きの中で、時差出勤や在宅勤務など複数の選択肢から働き方を選べるようになる場合、費用についてもきちんと決める必要が出てきたという事でしょう。

少子高齢化の今、スキルのある人材を子育てや介護をきっかけに離職させないような取り組み、法改正が必要ですね。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980